

日時・場所	令和4年4月11日（月）13時15分～ 庁議室
出席者	栢木市長、佐野副市長、西村教育長、遠藤議会事務局長、赤坂政策調整部長、川端総務部長、長尾市民部長、吉田健康福祉部長、田中健康福祉部政策監、布施健康福祉部政策監、武内病院事務部長、三上都市建設部長、吉川環境経済部長、馬野教育部長、事務局

1. 開会

<市長挨拶>

- 県において整備が予定されている高等専門学校について、その整備場所は県有地から選定されるということなので、先週木曜日に県総合企画部に市内にある県有地を提案させていただいた。野洲市には多くの最先端企業が進出しており、その企業も市内への高専誘致に協力的であることをアピールしてきた。

2. 議題

【審議事項】

①行政不服審査法に係る事務処理体制等の変更について

平成28年に行政不服審査法が全部改正され、審理員制度が導入された現行の体制にて約6年が経過した。この運用のなかで、一部の部局に審査請求が偏る傾向があり、審理員を処分課と同部局内の職員で実施することについては一部職員に負担が集中し、平常業務に支障が及んでいる状況であることから、事務処理体制の変更を行い、審査における客観性・公平性の確保と審査体制の強化を図ろうとするものである。

→一部の部局に偏る傾向、とあるがどの部に偏っているのか。

→健康福祉部に多いということが課題であった。

→年間何件くらいあるのか。

→この1、2年は落ち着いているが、多い時は健康福祉部で4、5件続くことがあった。

【報告事項】

②野洲市行財政改革推進プランの策定について

野洲市行財政改革推進プランの策定について報告する。本プランは、市の最上位計画である第2次野洲市総合計画に基づき、その実現のために策定した。

本プランにおいて、財政健全化に向けた具体的な取組と数値目標を明確にするとともに、野洲市経営改善方針（平成30年10月策定）および野洲市経営改善アクションプラン（令和元年度）は引き続き取り組むものとする。計画実施期間は令和4年度から令和8年度までとし、総合計画以外のその他の計画とも整合を図る。

本プランについて、今月24日（日）と26日（火）に市民説明会を開催する予定である。

→市民説明会の結果、この内容から変わることはないか。

→基本的に変更はない。

→本来は条例を提案する前に市民の意見を聞き、修正するところは修正するという流れが良かったと思うが、今回条例改正が可決された後でこれを市民に説明する目的、ねらいは何か。

→本来は1月に市民説明会を開催する予定であったが、新型コロナウイルスの感染拡大を受け

て中止となった。説明会の代替としてパブリックコメントを実施したが、議会において複数の議員から、「パブコメだけでは不十分、丁寧な説明を」と求められていた。

市としては条例が可決されたのでプランは成案として進めさせていただくが、行財政改革の必要性を市民に説明する必要があること、また内容、特に使用料手数料については市民に説明する機会を持つ方が良いという判断から、2回の説明会の開催に至った。

→ふるさと納税が好調である一方、コロナ禍で大変な人や厳しい状況の人もいる中で、なぜこのタイミングで行財政改革をするのか、という質問が出た場合どう答えるのか。

→ふるさと納税の収入は恒常的に担保されるものではないということと、令和4年度も財政調整基金を取り崩して予算が成立していることなどから、行財政改革は喫緊の課題と位置付けて取組んでいる。

→市民の理解を得るのは、行政用語は使わず、わかりやすい資料で説明をした方が良いと思う。

→参考にさせていただく。イラストを用いたわかりやすい資料を準備している。

→市民にわかりやすく説明することは大事である。厳しい意見もあると思うが、しっかりと進めていただきたい。(副市長)

③野洲市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

特別職の職員によるハラスメント事案に係る事項等の調査審議等を行う機関で、ハラスメント事案の適正な対応等について、公平性、客観性、実効性の確保を図るとともにハラスメント事案に係る相談制度や発生防止に向けた取組を進めるため、野洲市ハラスメント対策委員会を新たに設置する。これに伴い野洲市附属機関設置条例別表第1を改正するものである。

→公益通報の制度はどうなったのか。

→今回の案件とは別であり、6月の法改正に向けて整理をしている。

→この案件は「特別職の職員によるハラスメント事案」であるが、一般職の職員によるハラスメントの場合の調査審議等を行う機関はあるのか。

→野洲市にはセクハラ防止の規程しかなく、当初、今年4月1日施行でパワハラも含めたハラスメント規程に改正する予定であったが、今回の事案を受け、附属機関設置条例の改正と併せて、改めてハラスメント規程の整理をしている。

④令和4年度人事評価に関するスケジュール（年度当初）について

人事評価スケジュールは例年同様の順で進めていく。その他、新所属長・新規採用職員向けの研修を実施する。

⑤管理職員特別勤務手当の見直しについて

管理職員特別勤務手当は、臨時又は緊急の必要性等から、管理職員が本来は休むこととされている日、又は平日深夜にやむを得ず勤務しなければならない場合に、その勤務の負担が大きいことを考慮して、この負担に応じた給与上の措置をとることにより、管理職手当制度を補完しようとする趣旨から設けられている。

各地で多発している災害対応等を含めた臨時・緊急対応等に対して、管理職員がやむを得ず勤務しなければならない状況が今後も想定されることから、「野洲市職員の給与に関する条例」をはじめとする関係例規を改正し、管理職員特別勤務手当の支給方法等を見直したので報告する。

→対象となる勤務をした場合の申請は自己申告か。申請漏れのチェック等はするのか。

→現在の管理職員特別勤務手当の運用と同じく、自己管理と上席の管理である。

→災害等で2日連続で勤務した場合は、2日で1回勤務とカウントするのか。

→詳細は別途定めている。例えば、2日連続といっても、平日と休日で2日、休日2日など、細かな定めがあるので、その都度相談いただきたい。

⑥災害義援金等の受付について

令和4年3月16日福島県沖で発生した地震災害の義援金について、市役所受付、図書館に募金箱を設置したので報告する。

詳細については、ホームページに掲載し、市民へ周知を図る。

⑦第2回 LAKE BIWA TRIATHLON IN MORIYAMA（トライアスロン大会）の開催について

本大会は参加者と地元住民の方との協調、トライアスロンを通じた健康、道徳、教育の発展、さらに大会実施による地域活性化を目的として、国内外で知名度のある LAKE BIWA を大会拠点として開催され、琵琶湖や開催地となる野洲市の魅力発信にもつながることから、守山市とともに共催団体とし参画するものである。

⑧全員協議会への提出事項について

令和4年4月22日(金)開催の全員協議会に、報告事項7件、連絡事項1件を提出する。

3. 次回部長会議の予定

4月18日(月)9時00分～ 庁議室

4. 閉会